

# 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令の概要

## 1 背景

現在、公立学校施設整備費国庫負担事業について、法令上事業の実施期間が2か年度以内であることを前提とした規定があり、また、同事業の事務処理方針上2か年度以内に事業が完了予定のものが国庫負担の対象とされているところ、建設業において週休2日制の導入が推進され、令和6年度から建設業に時間外労働の上限規制が適用される中、事業期間が2か年度を超える場合が想定される。

このことを踏まえ、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、公立学校施設整備費国庫負担事業については、「3か年の国庫債務負担行為（財政法（昭22法34）15条）を令和7年度から可能とする。」とされ、法令上国庫負担事業の実施期間が2か年度以内であることを前提とした規定については3か年度にわたる事業にも適用されるよう見直すこととした。

具体的には、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第5条の2及び第5条の3並びに義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号。以下「令」という。）附則第2項が、事業期間が2か年度以内であることを前提とした規定であるところ、法第5条の2及び第5条の3の規定については地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一括法」という。）による法の一部改正により、令附則第2項の規定については義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第286号）による同項の改正により、3か年度にわたる事業にも適用されるよう見直しを図った。

本省令は、第14次地方分権一括法による改正後の法第5条の3の施行に必要な規定を整備するため、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第21号。以下「規則」という。）の一部を改正するものである。

## 2 本省令の概要

第14次地方分権一括法による法第5条の3の改正により、特別支援学校の建物の工事費の算定方法について、新築又は増築を行う年度の5月1日の翌日から起算して3年以内に特別支援学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合等には、文部科学大臣が定めるその3年以内の日における当該学校の学級数等に応ずる必要面積を用いることができることとした。

これに伴い、本省令は、規則第2条第4項及び第5項を改正し、新築又は増築を行う年度の翌々年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合等における学級数等の算定の特例日として、新築又は増築を行う年度の5月1日から起算して3年を経過した日を定めるものである。

## 3 施行日

令和7年4月1日